

消防用設備等運用基準

平成28年4月1日

京都市消防局

「消防用設備等の運用基準」目次

- 基準 1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準
- 基準 2 消防用設備等の設置単位に関する基準
- 基準 3 階数及び床面積の解釈に関する基準
- 基準 4 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準
- 基準 5 シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準
- 基準 5の2 収容人員の取扱いに関する基準
- 基準 6 出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分に係る消防用設備等の取扱いに関する基準
- 基準 7 削除
- 基準 8 令8区画の取扱いに関する基準
- 基準 9 仮設建築物に係る消防用設備等の取扱いに関する基準
- 基準10 卸売専業店舗等に係る消防用設備等の取扱いに関する基準
- 基準10の2 長屋に係る消防用設備等の取扱いに関する基準
- 基準11 2以上の防火対象物に設置する消火設備の加圧送水装置等の取扱いに関する基準
- 基準12 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置及び水源の取扱いに関する基準
- 基準13 屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準
- 基準14 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準
- 基準15 電気設備が設置されている部分等に係る消火設備の取扱いに関する基準
- 基準16 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準
- 基準17 泡消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準18 不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準19 ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準20 冷凍室又は冷蔵室に係る不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の取扱いに関する基準
- 基準21 粉末消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準22 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準
- 基準23 動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する基準
- 基準24 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準
- 基準25 ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準
- 基準26 漏電火災警報器の設置及び維持に関する基準
- 基準27 消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準
- 基準28 非常警報設備の設置及び維持に関する基準
- 基準29 避難器具の設置個数の減免の取扱いに関する基準
- 基準30 誘導灯の設置及び維持に関する基準
- 基準31 消防用水の設置及び維持に関する基準
- 基準32 排煙設備の設置及び維持に関する基準
- 基準33 連結散水設備の設置及び維持に関する基準
- 基準34 連結送水管の設置及び維持に関する基準
- 基準35 非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準
- 基準36 無線通信補助設備の設置及び維持に関する基準
- 基準37 非常電源の設置及び維持に関する基準
- 基準38 消防用設備等（誘導灯及び誘導標識を除く。）の標識類の様式の取扱いについて

用語

この基準に用いる法令等の略称は、次に掲げるとおりとする。

- 1 法 消防法をいう。
- 2 令 消防法施行令をいう。
- 3 規則 消防法施行規則をいう。
- 4 条例 京都市火災予防条例をいう。
- 5 建基法 建築基準法をいう。
- 6 建基令 建築基準法施行令をいう。
- 7 電設基準 電気設備に関する基準を定める省令をいう。
- 8 電設基準解釈 電気設備の技術基準の解釈（平成25年商局第4号）をいう。
- 9 J I S 工業標準化法第17条第1項の規定による日本工業規格をいう。
- 10 検定協会 日本消防検定協会をいう。
- 11 安全センター 一般財団法人日本消防設備安全センターをいう。
- 12 防災センター等 消防法施行規則第12条第1項第8号に規定する防災センターをいう。
- 13 耐火構造 建築基準法第2条第7号に規定するものをいう。
- 14 準耐火構造 建築基準法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 15 防火構造 建築基準法第2条第8号に規定するものをいう。
- 16 不燃材料 建築基準法第2条第9号に規定するものをいう。
- 17 準不燃材料 建築基準法施行令第1条第5号に規定するものをいう。
- 18 難燃材料 建築基準法施行令第1条第6号に規定するものをいう。
- 19 防火設備 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。
- 20 特定防火設備 建築基準法施行令第112条第1項に規定するものをいう。
- 21 防火戸 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。

凡例

この基準の条項末尾の記号は、次に掲げるとおりとする。

- 無印 : 法令基準
☆ : 法令基準+指導基準
◇ : 指導基準